

「ねんきん定期便」について

平成 21 年 3 月 25 日

社 会 保 険 庁

(目 次)

- ・「ねんきん定期便」の概要について 1
- ・「ねんきん定期便」の広報、相談体制等について 4

(別添資料)「ねんきん定期便」の様式

ねんきん定期便の概要について

被保険者一人ひとりに対して、保険料納付実績や年金額の見込みなど、年金に関する個人情報被保険者に分かりやすく通知し、ご確認をいただく。

- 送付対象の方 国民年金、厚生年金の被保険者
- 実施時期 平成21年4月～
- 送付周期 毎年誕生月に送付

通知する内容

(1) 21年度

- ①年金加入期間（加入月数、納付済月数等）
- ②50歳未満の方には加入実績に応じた年金見込額。50歳以上の方には、「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額。なお、既に年金受給中（全額停止中も含む）の方には年金見込額は通知しません。
- ③保険料の納付額（被保険者負担分累計）
- ④年金加入履歴（加入制度、事業所名称、被保険者資格取得・喪失年月日等）
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況（納付、未納、免除等の別）

(2) 22年度以降

- ・ 上記①～③について、更新し通知する。また、上記⑤及び⑥について、直近一年分を通知する。
- ・ 節目年齢時（35歳、45歳、58歳）の方々に対しては、21年度と同内容を更新して通知する。

ねんきん定期便における注意喚起書類等整理表

	同封する注意喚起書類			封筒の色及び回答票の色	
	結び付く可能性のある 記録の一部を記載した お知らせ	記録確認についての 注意喚起の文書	注意を必要とする記録 訂正が行われている旨 を注意喚起する書類	(封筒) ・ オレンジ ・ 空色	(回答票) ・ 水色 ・ 白
① 名寄せ便に未回答の方 (蓋然性が高い方)	○	○	—	オレンジ	水色
② 名寄せ便に「訂正なし」 と回答した方 (蓋然性が高い方)	○	—	—	オレンジ	白
③ 名寄せ便 (蓋然性が高い 方以外) 又は全員便に未回 答の方	—	○	—	空色	水色
④ 標報遡及訂正事案の可能 性がある方 (144万件対 応)	—	—	○	オレンジ	水色

※ 特殊な同封物のないパターンについては、通常の封筒 (空色) とする。

「ねんきん定期便」の封筒の色等について

封筒の色

①オレンジ色（A4）



対象者：記録をよく確認していただく必要のある方（確認が必要な記録を同封）

- ① 名寄せ特別便に未回答の方のうち、蓋然性の高い方（※）
- ② 名寄せ特別便に「訂正なし」と回答した方のうち、蓋然性の高い方（※）
- ③ 標準報酬遡及訂正事案の可能性のある方（144万件該当者）

②空色（A4）



対象者：左記以外の方（一般の方）

※ 1次名寄せ対象者で、ご本人の基礎年金番号の記録とそれに結びつく可能性のある記録との間に期間重複がない方

回答票の色

①水色

対象者：必ず回答を提出していただきたい方

- ① 特別便に未回答の方
- ② 標準報酬遡及訂正事案の可能性のある方（144万件該当者）
- ③ 58歳になられる方

②白色

対象者：左記以外の方（一般の方）
→ 訂正がある場合のみ回答

ねんきん定期便の広報、相談体制等について

1. 広 報

- ねんきん定期便の送付に際して、政府広報を活用するとともに、本庁ホームページ等において、ねんきん定期便に関する広報を積極的に展開する。

<政府広報>

- ・ 新聞折込み広告「あしたのニッポン」 （3月22日（日）～24日（火））
- ・ TV「キク！みる！」 （3月13日（金）ほか）
- ・ TV「ご存じですか」 （3月27日（金））
- ・ ラジオ「栗村智のHAPPY ニッポン！」 （3月28日（土）ほか）
- ・ 政府広報紙「cabi ネット」 （4月1日発行号）
- ・ モバイル携帯端末による広告 （3月23日（月）～29日（日））
- ・ 政府インターネットテレビ （4月6日の週）

<社会保険庁>

- ・ 本庁、社会保険事務局のホームページによる広報
- ・ 社会保険事務局の広報誌による広報
- ・ 社会保険事務所における広報（お知らせ、掲示等）
- ・ 地方自治体、関係団体の広報誌等への広報の要請

2. 相談体制

- （1）電話相談については、ねんきん定期便専用ダイヤル（0570-058-555）を設置し、4月から500ブース程度で対応予定
- （2）社会保険事務所、年金相談センターの相談窓口については、社会保険労務士会の協力を得て、専用の相談窓口を設置して対応

- (3) 社会保険労務士会連合会の全国的な協力を得て、都道府県社会保険労務士会による無料相談、市区町村・郵便局・農漁協における社会保険労務士による相談等を実施
- (4) 市町村の協力を得て、その窓口で、ねんきん定期便の趣旨、目的等の説明や加入履歴等に係る注意喚起の助言、相談等を実施
- (5) 事業主・労働組合の協力を得て、社会保険委員の活用等により、事業所において、ねんきん定期便の趣旨、目的等の説明や加入履歴等に係る注意喚起の助言、相談等を実施

3. 被保険者からの回答への対応

- (1) ねんきん定期便の年金記録に「もれ」や「誤り」があった場合の被保険者からの回答は、社会保険業務センター宛に郵送していただくこととしている。
- (2) 社会保険業務センターにおいては、受け付けた回答について順次調査し、その結果を本人にお知らせする。
なお、標準報酬に関する訂正の申出については、社会保険事務所に回送し、社会保険事務所において調査し、その結果を本人にお知らせする。
- (3) 社会保険事務所に来訪された方からの訂正の申出については、社会保険事務所において調査し、その結果を本人にお知らせする。

「ねんきん定期便」 のお知らせ

保存版

あした
の
ニッポン



平成21年(2009年)3月



現役加入者の皆さまに 4月から「ねんきん定期便」を 誕生月にお送りいたします。

年金記録問題につきましては、皆さまにご迷惑をおかけしております。改めて心よりお詫び申し上げます。
この問題の解決のため、昨年までに「ねんきん特別便」をお送りして、皆さまの年金記録を正しいものにするための取組を進めております。加えて4月からは現役加入者の方々に「ねんきん定期便」をお送りするなど、新たな取組を始めます。引き続き皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

Q「ねんきん定期便」とは何ですか？



A 年金記録を定期的に確認できるよう、国民年金・厚生年金の現役加入者の方にお送りするものです。平成21年4月から、2色の封筒により、それぞれ次の方の誕生月にお送りします。

- オレンジ色の封筒: 年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性の高い方
- 水色の封筒: それ以外の方

必ずご確認ください。回答の方法など詳しくは2～3面をご覧ください。



これまでの
取組

「ねんきん特別便」

年金記録の確認・訂正のためすべての現役加入者・年金受給者の方にお送りしました(平成19年12月から平成20年10月まで)。未回答の方は、ご回答をお願いいたします。

21年4月

これからの
取組

現役加入者の方

「ねんきん定期便」

保険料の納付実績や年金額の見込みなどを年に一度ご確認いただくため誕生月にお送りします。



詳しくは2～3面をご覧ください

年金受給者の方

- 「ねんきん特別便」による年金記録の確認・訂正を引き続き進めます。また、年金記録が訂正されてから正しい年金をお支払いするまでの期間の短縮に努めます。
- インターネットでの年金記録照会をご利用いただけるようになります。
- 厚生年金受給者の方への「標準報酬のお知らせ」の送付を、本年中に開始する予定です。

詳しくは4面をご覧ください

現役加入者の皆さまへ

——「ねんきん定期便」を誕生月にお送りします。——



〈50歳以上の方へ〉

ねんきん定期便

内容に関するご照会先
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。

差出人 社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24

この「ねんきん定期便」は、あなたのこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や将来受け取る年金額の見込みなどの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

記載内容に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。加入記録の修正の遅れや加入記録の修正のポイント等につきましては、同封のリフレットをご覧ください。

「ねんきん特別便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、社会保険業務センターや社会保険事務所が調べておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されていません。調査が終了しましたら、社会保険業務センターや社会保険事務所から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号 年 月 日 **生年月日** 年 月 日

(基礎年金番号及び生年月日は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、リフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者 (未納期間を除く)	保険年合計 (未納期間を除く)	月	月	月

3 2 老齢年金の見込額 (※老齢年金の見込額が出力されていない場合は、リフレットの6ページをご覧ください。)

年金を受けられる年齢	基礎年金		老齢基礎年金	
	月	円	円	円

4 (参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
【国民年金・厚生年金保険合計】	(累計額)	円

※50歳未満の方などは、3部分の様式が異なります。

ねんきん定期便

「ねんきん定期便」には、次のような内容が記載されています。

- これまでの年金加入期間(1)と、具体的な年金加入履歴(2)
- 年金額見込み(3)
 - 50歳以上の方は、将来の年金見込額
 - 50歳未満の方は、これまでの加入実績に応じた年金額
- これまでの保険料納付額(4)と国民年金保険料の納付状況(5)、厚生年金保険の標準報酬月額等(6)

年金加入履歴

年金加入制度、勤務先、加入月数等の記録です。加入履歴に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。

2

これまでの「年金加入履歴」です
お示ししている「年金加入履歴」に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください。
(裏面の解説もご覧ください。)

加入期間	加入期間の開始日	加入期間の終了日	加入期間の月数	加入期間の年数
1 国民年金(第1号被保険者)	昭和40年1月1日	昭和40年12月31日	12	1
2 国民年金(第3号被保険者)	昭和41年1月1日	昭和41年12月31日	12	1
3 厚生年金保険	昭和42年1月1日	平成4年12月31日	64	5

Q「ねんきん定期便」には必ず回答する必要があるのですか？



A 「ねんきん定期便」には、青い用紙もしくは白い用紙の「年金加入記録回答票」が同封されています。

青い用紙が届いた方は 必ず回答をお願いします

「ねんきん特別便」にご回答いただいていない方や、58歳になられる方、標準報酬月額に誤りのある可能性がある方にお送りしています。「ねんきん定期便」の内容をよく確認して、「もれ」や「誤り」がある場合も、ない場合も、必ずご回答をお願いいたします。

白い用紙が届いた方は 「もれ」や「誤り」のある場合 のみ回答をお願いします

左記以外の方にお送りしています。「ねんきん定期便」の内容に「もれ」や「誤り」がない場合は、回答の必要はありません。また、「ねんきん特別便」で「もれ」や「誤り」の記録訂正の回答をいただいた方は、改めてご回答いただく必要はありません。

年金受給者の皆さまへ

—— 年金記録の確認・訂正を進めています。——



正しい年金のお支払いまでの 期間短縮

訂正のお申し出の増加に伴い、お支払いするまでの期間が長くなり迷惑をおかけしております。現在、人員増やシステム機能強化などにより期間短縮に努めております。



年金記録の情報提供

老齢基礎年金及び老齢厚生年金の年金受給者の方にも、「インターネットでの記録照会」をご利用いただけるようになります（社会保険庁ホームページからご利用ください。3月16日からID・パスワードの発行を受け付けております。）。また、厚生年金受給者の方への「標準報酬のお知らせ」の送付を本年中に開始する予定です。



現役加入者・年金受給者の皆さまへ お知らせとお願い



「ねんきん特別便」への ご回答はお済みですか。



現役加入者・年金受給者ともまだご回答のない方は、必ずご回答をお願いいたします。未回答の年金受給者の方には、「回答のお願い」をお送りしております。ご理解・ご協力をお願いいたします。

「ねんきん特別便」が届いていない 方は、至急ご連絡ください。

「ねんきん特別便」がお手元に届いていない方は、最寄りの社会保険事務所または下記の専用ダイヤルまでご連絡をお願いいたします。

お問い合わせは

『ねんきん定期便専用ダイヤル』



0570-058-555

※IP電話、PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※3月31日までは「ねんきん特別便専用ダイヤル」としてご案内しています。

■受付時間 月～金曜日 午前9時～午後8時まで 第2土曜日 午前9時～午後5時まで

住所を変更した場合は、届出をお願いいたします。

「ねんきん定期便」を確実にお送りするため、住所を変更した場合には、速やかに住所変更の届出を行ってください。

住所変更の届出先

厚生年金被保険者・配偶者（国民年金第3号被保険者） ➡ お勤めの会社
国民年金被保険者 ➡ 市区町村役場



■ この広報の内容に関するお問い合わせは、

社会保険庁 運営部 企画課 TEL. 03-5253-1111 (代表)

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/index.htm>

(資料2 別添資料)

「ねんきん定期便」の様式 (50 歳未満の方に送付する内容)

・ 年金加入期間、年金見込額、保険料の納付額	1
・ 年金加入履歴	3
・ 厚生年金保険の全ての期間の標準報酬月額等	5
・ 国民年金の全ての期間の保険料納付状況	7
・ (参考) 将来の年金見込額の計算シート	9
・ 「ねんきん定期便」リーフレット	11
・ 年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ等 (「ねんきん特別便」にご回答いただいていない方用)	15
・ 年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ (「ねんきん特別便」に訂正なしにご回答いただいた方用)	17
・ 「ねんきん特別便」のご回答のお願い	18
・ 標準報酬の遡及訂正事案の可能性のある方へのお知らせ	19
・ 年金加入記録回答票	20

ねんきん定期便

50歳未満の方用

内容に関するご照会は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。

差
出
人

社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

記載内容に「もれ」や「誤り」がないかご確認をお願いいたします。加入記録の確認の流れや加入記録の確認のポイント等につきましては、同封のリーフレットをご覧ください。

また、「ねんきん特別便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、社会保険業務センターや社会保険事務所がお調べしておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、社会保険業務センターや社会保険事務所から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号

生年月日

年 月 日

(基礎年金番号及び生年月日は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、リーフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入 期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額

(※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、リーフレットの7ページをご覧ください。)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額) 円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額) 円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【 老齢基礎年金+老齢厚生年金 】	(年額) 円

◆上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額) 円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額) 円
これまでの保険料納付額 【 国民年金・厚生年金保険合計 】	(累計額) 円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。

※ 現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

(ねんきん定期便に関するご質問・お問い合わせ先)

わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555



※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。

なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。

※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合うことがございます。

※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

(受付時間) 月～金曜日：午前9時～午後8時まで

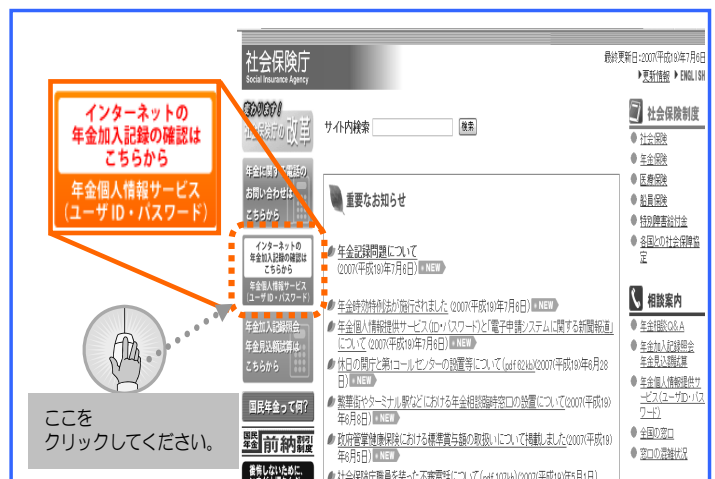
第2土曜日：午前9時～午後5時まで

(なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。)

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

社会保険庁ホームページ(右図参照)から、ユーザーID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。



社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

※社会保険庁ホームページでも「ねんきん定期便」に関するQ&Aを掲載しております。

これまでの『年金加入履歴』です
 お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください
 （裏面の解説もご覧ください）

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
 ※ 現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した 年月日	⑤資格を失った 年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、リーフレットの4～5ページをご覧ください。					

⑦国民年金								⑧厚生年金保険		⑨船員保険		⑩年金加入 期間合計 (未納月数を除く)
納付済 月数	全額免除 月数	4分の3 免除月数	半額免除 月数	4分の1 免除月数	学特等 月数	第3号 月数	納付済等 月数計	加入月数 (基金)	加入期間 (基金)	加入月数	加入期間	
国民年金被保険者期間 における未納月数				付加保険料納付月数 (再掲)				()	()			

【備 考 欄】

②「加入制度」について

②欄は、加入した年金制度を表示しています。

◆国年…国民年金 ◆厚年…厚生年金保険 ◆船保…船員保険

③「お勤め先の名称等」について

③欄は、勤務した会社(事業所)名などを表示し、国民年金に加入の場合は、加入種別(「第1号被保険者」等)を表示しています。

会社名又は船舶所有者名が社会保険庁のコンピュータに登録されていない場合には、それぞれ「厚生年金保険」又は「船員保険」と表示しています。

〔加入種別について〕

種 別	該 当 者
第1号被保険者	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生及び無職の方とその配偶者(厚生年金保険や共済組合等に参加しておらず、第3号被保険者でない方)の方
第2号被保険者	厚生年金保険や共済組合等に参加している会社員や公務員の方 ただし、65歳以上で老齢基礎年金等を受ける権利を有している方は除きます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者の方で、原則として年収が130万円未満の20歳以上60歳未満の方

④「資格を取得した年月日」⑤「資格を失った年月日」について

④欄は、年金制度に加入した年月日を表示しています。

⑤欄は、年金制度に加入しなくなった年月日(退職した日などの翌日)を表示しています。

⑥「加入月数」について

⑥欄は、①の各番号ごとの年金制度加入月数を表示しています。

被保険者資格を失った月は、加入月数には算入されません。

なお、現在加入中の記録については、作成日の前月までの月数を表示しています。

⑦「国民年金」について

⑦欄は、国民年金加入期間の内訳を表示しています。納付済月数には今年度分を前納していただいた月数も含まれます。

3/4免除、半額免除及び1/4免除を承認された場合は、免除により減額された保険料を納付している場合にその納付済月数が計上されます。

学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

※ 納付期限内に保険料を納めた場合であっても(口座振替も同様)、金融機関等から納付に関する情報が提供されるまで一定の時間を要するため、作成日時点では「未納」に計上されている場合があります。

⑧「厚生年金保険」⑨「船員保険」について

⑧欄は、厚生年金保険加入期間、⑨欄は、船員保険加入期間の内訳を表示しています。

《加入月数と加入期間》

「加入月数」は、実際の加入月数の合計を表示しています。「加入期間」は、⑧では坑内員、⑨では船員として加入した期間の加入月数を、昭和61年3月までは3分の4倍し、昭和61年4月から平成3年3月までは5分の6倍して表示します。(※坑内員又は船員として加入した月がない方は、「加入月数」と「加入期間」は同じ月数になります。)

厚生年金保険の加入年齢は、平成14年4月より65歳から70歳に引き上げられています。

《厚生年金基金》

「厚生年金保険」欄のカッコ内には、厚生年金保険に加入していた期間のうち、厚生年金基金に加入していた月数を再掲しています。

⑩「年金加入期間合計」について

⑩欄は、年金加入期間のうち、未納期間を除いた期間を表示しています。

作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては月数に反映されない場合があります。

厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です
お示ししている金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください
(裏面の解説もご覧ください)

年度	種別	標準報酬月額と保険料納付額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
※ ブランク(空白)の月については、厚生年金保険に加入していない月となりますが、国民年金または共済組合等に参加している月の場合も、同様にブランク(空白)で表示されていますので、『年金加入履歴』とあわせてご確認ください。													
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												
	標準報酬 標準賞与 納付額												

※ 旧3公社共済組合(JR, JT, NTT)及び農林共済組合の統合日以前の保険料納付額は、ハイフン(ー)で表示されます。

標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や保険給付の額を決定するときに計算の基とするための被保険者の報酬であり、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額にあてはめたものです。

1 標準報酬月額の区分と決める時期

健康保険・厚生年金保険では、被保険者お一人おひとりの報酬（月額）を区切りのよい幅で区分した「標準報酬月額」（注1）をもとに、毎月の保険料などを計算します。

この標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬をもとに定期的に決め直され、さらに、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されます。（注2）

2 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対償として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前のものとなります。

これは、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

3 保険料の計算方法と納付

毎月の保険料は、各被保険者の標準報酬月額に、その当時の保険料率（注1）を乗じて計算され、事業主と被保険者が折半でこれを負担します。

このように計算された厚生年金保険料額のうち、被保険者が負担する分は、一般的には事業主が被保険者の給料などから控除して、事業主がまとめて保険者（社会保険庁）に納付します。

4 標準賞与額について

平成15年4月より、賞与についても健康保険・厚生年金保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めることになっており、保険料額は標準賞与額（各被保険者の賞与額から千円未満の端数を切り捨てたもの）に基づいて決定します。なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回150万円となっており、実際の賞与額が上限を超えて支払われていたとしても、限度額（150万円）として決定しています。

注1）標準報酬月額には、上限と下限があり、現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており（年度により異なります）、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合 → 62万円、下限を下回る場合 → 9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額や保険料率の変遷については、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）をご覧ください。

注2）標準報酬月額は、事業主からの届出に基づき社会保険事務所で決定します。

◆ このたびご案内した「標準報酬月額」は、あなた様が厚生年金の被保険者であった期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、社会保険庁が管理している記録です。

◆ この「標準報酬月額」をご覧ください、当時の実際の報酬と大幅に相違する場合には、「年金加入記録回答票」に相違する内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。

**お示ししている納付状況に「誤り」がないかご確認ください
(裏面の見方をご覧ください)**

※ 昭和51年以前の国民年金保険料納付状況の一部については、年度単位で管理しているものがあり、各月毎の納付状況が確認できない場合があります。その場合の月別納付状況欄は「* * *」が表示されます。

国民年金保険料の納付状況の見方

〔納付済月数等の内訳欄の見方〕

年度別に次の月数を表示しています。

- ① 納付 国民年金保険料を納めた月数、または第3号被保険者の月数です。
- ② 免除 国民年金保険料が全額免除された月数及び半額免除、3／4免除、1／4免除され、残りを納めた月数です。（注1）
- ③ 学生納付特例等 学生納付特例や若年者納付猶予が認められた月数です。（注2）
- ④ 計 ①～③の合計月数です。
- ⑤ 未納 国民年金保険料を納めていない月数です。（半額免除、3／4免除及び1／4免除されたが、残りを納めていない月数を含みます。）

（注1）半額免除制度については平成14年4月から、3／4免除及び1／4免除の多段階免除制度については平成18年7月から実施しています。

（注2）学生納付特例制度については平成12年4月から、若年者納付猶予制度は平成17年4月から実施しています。
なお、追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

〔月別納付状況欄の見方（表示の説明）〕

表示	説明
納付済	国民年金保険料を納めている期間の表示です。（国民年金保険料が免除された後に追納した場合も含みます。）
未納	国民年金保険料を納めていない期間の表示です。（作成日時点の記録を使用しているため、納付日によっては「未納」と表示される場合があります。）
／	国民年金に加入していない期間の表示です。厚生年金、共済年金に加入している場合も同様に表示されます。
3号	国民年金第3号被保険者である期間の表示です。
全免	国民年金保険料の納付が全額免除されている期間の表示です。
半免	国民年金保険料の納付が半額免除されていて、残りの半額の保険料を納めている期間の表示です。
半未	国民年金保険料の納付が半額免除されているが、残りの半額の保険料を納めていない期間の表示です。※
3／4免	国民年金保険料の納付が3／4免除されていて、残りの1／4の保険料を納めている期間の表示です。
3／4未	国民年金保険料の納付が3／4免除されているが、残りの1／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
1／4免	国民年金保険料の納付が1／4免除されていて、残りの3／4の保険料を納めている期間の表示です。
1／4未	国民年金保険料の納付が1／4免除されているが、残りの3／4の保険料を納めていない期間の表示です。※
学特等	学生納付特例又は若年者納付猶予が認められている期間の表示です。
付加	付加保険料を納めている期間の表示です。

※「未納」のほか、「半未」、「3／4未」、「1／4未」については、未納期間です。

(参考) 将来の年金見込額をご自分で試算できます。

※ 記入の例は、リーフレットの6ページをご覧ください。

老齢基礎年金の見込額を計算します

これまでのあなたの納付実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額(※共済組合員期間除く)

$$\begin{array}{l} \text{保険料納付済月数} \\ \text{円} \times \frac{\text{月}}{480\text{月}} + \text{月} \times 200\text{円} = \text{①} \text{円} \end{array}$$

※百円未満四捨五入

付加保険料納付済月数

◆今後加入する期間及び今までの共済組合員期間に基づく年金額

$$\begin{array}{l} \text{今後、60歳までの期間} \\ \text{(月数)を記入} \end{array} \text{円} \times \frac{\text{月} + \text{月}}{480\text{月}} + \begin{array}{l} \text{今までの共済組合員期間を記入} \\ \text{(20歳～60歳までの期間)} \end{array} \text{月} \times 200\text{円} = \text{②} \text{円}$$

※百円未満四捨五入

今後納付する付加保険料月数を記入

$$\begin{array}{l} \text{〔基礎年金の見込額〕} \\ \text{①} + \text{②} = \text{円} \end{array}$$

※百円未満四捨五入

〈保険料納付済月数〉

国民年金保険料を納付していただいた月数に厚生年金被保険者期間の月数と第3号被保険者期間(サラリーマン等の被扶養配偶者であった期間)の月数を加えた月数になります。

老齢厚生年金の見込額を計算します

これまでのあなたの加入実績に、将来の見込みを記入して計算します。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

$$\begin{array}{l} \text{平成15年3月までの} \\ \text{平均の標準報酬月額} \\ \text{(月給のみ)} \end{array} \text{円} \times \frac{\text{生年月日に応じた} \\ \text{給付乗率}}{1,000} \times \text{月} + \begin{array}{l} \text{平成15年4月から現} \\ \text{在までの平均の標準} \\ \text{報酬額(おおむね、} \\ \text{月給+賞与の1/12)} \end{array} \text{円} \times \frac{\text{生年月日に応じた} \\ \text{給付乗率}}{1,000} \times \text{月} = \text{①} \text{円}$$

◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

$$\begin{array}{l} \text{平成15年4月から} \\ \text{現在までの平均の} \\ \text{標準報酬額(おお} \\ \text{むね、月給+賞与} \\ \text{の1/12)を仮置} \end{array} \text{円} \times \frac{\text{生年月日に応じた} \\ \text{給付乗率}}{1,000} \times \text{月} = \text{②} \text{円}$$

今後、退職時まで勤務される期間(月数)を記入

$$\begin{array}{l} \text{〔厚生年金の見込額〕} \\ \text{①} + \text{②} = \text{円} \end{array}$$

※百円未満四捨五入

今後、退職時までの間の平均の所得見込み額(おおむね、月給+賞与の1/12の平均額)にご自身で置き換えて記入してください。
(注)置き換えていただく平均の所得見込み額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

「ねんきん定期便」を毎年お届けいたします。

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの年金加入期間やこれまでの加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にご確認いただき、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的としてお送りしております。

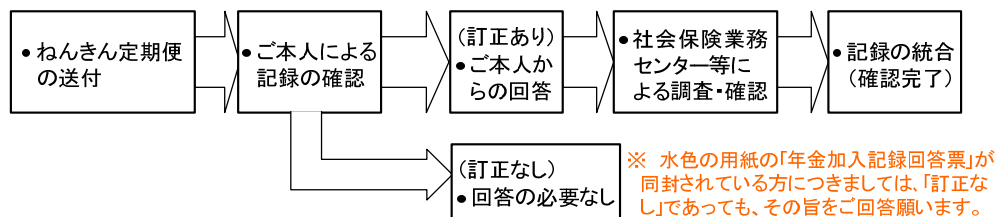
平成21年度は、すべての被保険者の方に共済組合員記録にかかる情報を除いた、これまでの公的年金のすべての加入記録をお届けいたします。

平成22年度以降については、下記のとおり節目の年齢の方にすべての加入記録を、その他の年齢の方には、直近一年間の加入記録をお届けいたします。

- ・ 35歳・45歳・58歳の被保険者の方
公的年金（共済以外）のすべての加入記録をお届けいたします。
- ・ その他の年齢の被保険者の方
直近一年間の加入記録をお届けいたします。

定期便の送付から記録の統合までの流れ（イメージ）

※ すでに「ねんきん特別便」などで訂正のお申し出をいただいている期間、または第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。



ご質問・お問い合わせ先

わからないことや疑問な点があれば

『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！
0570-058-555



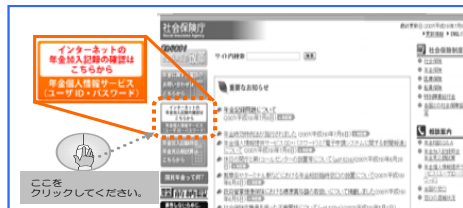
- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様のご負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合う場合がございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

※ 各共済組合等における加入記録については、各共済組合等にお問い合わせください。

◆インターネットによる年金個人情報提供サービスについて

社会保険庁ホームページ（右図参照）から、ユーザーID・パスワードをお取りいただければ、同ホームページでいつでもご自身の年金加入記録をご覧いただけます。



社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>
※社会保険庁ホームページでも「ねんきん定期便」に関するQ&Aを掲載しております。

「ねんきん定期便」リーフレット

1 「ねんきん定期便」をお届けします。

「ねんきん定期便」をお届けします。

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお届けしております。

加入記録に記載もれがないか、記載内容に誤りがないか、十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」があった場合、同封の「年金加入記録回答票」にてご回答いただきますよう、お願い申し上げます。（※水色の用紙の「年金加入記録回答票」が同封されている方（「ねんきん特別便」に未回答の方等）につきましては、必ずご回答をいただく必要のある方ですので、「訂正なし」であってもご回答をお願いいたします。）

2 加入記録の確認の流れ

お送りした「ねんきん定期便」に記載されているあなた様の加入記録を十分にご確認ください。（2～5ページを参照）

◆わからないことがあれば、「ねんきん定期便専用ダイヤル」にお問い合わせいただくか、お近くの社会保険事務所または年金相談センターにお越しください。

◎ 「もれ」や「誤り」がある

◎ 「もれ」や「誤り」がない

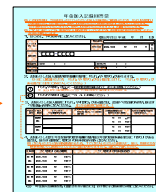
「年金加入記録回答票」に記入してください。

（「年金加入記録回答票」の裏面を参照）
※ すでに「ねんきん特別便」などで訂正のお申し出をいただいている期間、または第三者委員会への申立てをされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。

回答の必要はありません
※ ただし、「ねんきん特別便」に回答いただいていない方等、

水色の用紙の「年金加入記録回答票」→

が同封されている方につきましては、必ずご回答をいただく必要がありますので、「訂正なし」としてご回答ください。



「年金加入記録回答票」をご返送ください。

「年金加入記録回答票」は、同封の返信用封筒に入れ、投函してください。
※ 申し訳ありませんが、調査結果を送付するまで相当時間がかかりますことをあらかじめご了承ください。

作成年月日について

「作成年月日」時点での年金加入記録を基に作成しております。

これまでの年金加入期間について

これまでの年金加入期間の合計です。
詳細は「これまでの『年金加入履歴』です」をご覧ください

《国民年金 第1号被保険者》

- ◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。
(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済み期間に計上しています。

《第3号被保険者期間について》

- ◆ 第3号被保険者（第2号被保険者の被扶養配偶者であって、原則として年収130万円未満の者）制度は、昭和61年4月に創設された制度です。それ以前につきましては、厚生年金・共済組合等加入者の配偶者は、任意加入の対象者であり、申し出により加入することのできた期間です。
なお、第3号被保険者の期間は、保険料納付の必要はありませんが、第2号被保険者全体（厚生年金・共済組合等の被保険者）が負担しておりますので、保険料納付済月数として計算され、老齢基礎年金の年金額に反映されます。
- ◆ 配偶者の方が資格喪失（退職など）した場合やご本人が被扶養配偶者でなくなった場合（年収見込額が130万円を超える場合等）には、被保険者資格の変更手続きが必要です。
変更手続きがお済みかどうか、ご確認ください。
- ◆ これまで、第3号被保険者の届出が遅れた場合、2年以上経過した期間は「保険料未納期間」となっていました。平成17年4月から、「第3号被保険者の特例届出」をしていただければ、2年以上経過した期間についても、「保険料納付済期間」となり、老齢基礎年金の年金額などに反映されることとなっております。届出の確認等につきましては、最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。

ねんきん定期便

内容に関するご照会先は
「ねんきん定期便専用ダイヤル」へ！
TEL 0570-058-555
※一部のIP電話及びPHSからは
「03-6700-1144」にお電話ください。

差出人 社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24

この「ねんきん定期便」は、あなた様のこれまでの加入記録をご確認いただくとともに年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などの年金に関する情報を定期的にお送りしております。

記載内容に「もれ」や「誤り」がないかご確認をお願いいたします。加入記録の確認の流れや加入記録の確認のポイント等につきましては、同封のリーフレットをご覧ください。
また、「ねんきん特別便」の回答票や「被保険者記録照会票」で、被保険者記録を調査中の方は、現在、社会保険業務センターや社会保険事務所が調べておりますので、この「ねんきん定期便」には反映されておられません。調査が終了しましたら、社会保険業務センターや社会保険事務所から調査結果をお届けしますので、今しばらくお待ちくださるようお願いいたします。

この「ねんきん定期便」は、平成 年 月 日時点の年金加入記録に基づき作成されております。

基礎年金番号 生年月日 年 月 日
(基礎年金番号及び生年月日は、お問い合わせの際に必要となります。)

※ このお知らせの見方は、リーフレットの2～3ページをご覧ください。

1 これまでの年金加入期間

国民年金			厚生年金保険	船員保険	年金加入期間合計 (未納期間を除く)
第1号被保険者 (未納期間を除く)	第3号被保険者 (未納期間を除く)	国民年金計 (未納期間を除く)			
月	月	月	月	月	月

2 これまでの加入実績に応じた年金額

(※これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない場合は、リーフレットの7ページをご覧ください。)

(1) これまでの加入実績に応じた老齢基礎年金額	(年額)	円
(2) これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額	(年額)	円
これまでの加入実績に応じた老齢年金額 【 老齢基礎年金+老齢厚生年金 】	(年額)	円

◆ 上記の年金額を、仮に20年間受給した場合の合計額は 円になります。

(参考) これまでの保険料納付額

(1) 国民年金(第1号被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
(2) 厚生年金保険(厚生年金保険被保険者期間の保険料納付額)	(累計額)	円
これまでの保険料納付額 【 国民年金+厚生年金保険合計 】	(累計額)	円

お示ししている年金加入期間には、共済組合員記録に関する加入期間は含んでおりません。
※ 現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

これまでの加入実績に応じた年金額について

- ◆ お示ししている年金額は、これまでの加入実績に応じた計算を行っているため、将来受給できる実際の年金額とは異なります。
- ◆ 学生納付特例又は若年者納付猶予制度の適用を受けている期間は含めておりません。
- ◆ 今後の年金加入実績の増加に伴い、将来受給できる実際の年金額は増加していきます。
- ◆ 老齢年金を受給するためには原則として25年(300月)以上の年金加入期間(保険料納付済期間等)が必要です。

これまでの保険料納付額について

《国民年金の保険料納付額について》

加入期間当時の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 付加保険料額を含めて計算しています。
- ② 前納の場合には割引額を控除して、追納の場合には加算額を加算して算出しています。
- ③ 保険料の一部を免除された期間については、一部納付の保険料額を基に算出しています。

《厚生年金保険の保険料納付額について》

加入期間当時の標準報酬(月)額に当時の保険料率を乗じて算出した各月の保険料額を使って、以下の前提で計算したものです。

- ① 被保険者負担分のみを計算しています。
(厚生年金保険の保険料については、被保険者と事業主が折半して負担していますが、ここでは被保険者本人が負担した額について計算しています。)事業主負担額は、原則、被保険者負担額と同額です。
- ② 厚生年金基金加入期間については、免除保険料(事業主が厚生年金基金に納付する保険料額を除いて計算しています。)(「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」でお示ししている保険料納付額も同様に計算しています。)

《旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合について》

旧3公社共済組合(JR、JT、NTT)及び農林共済組合に加入されていた期間については、統合日(旧3公社共済組合：平成9年4月1日、農林共済組合：平成14年4月1日)以後の保険料納付額を計算しています。

！年金加入記録をお確かめください。

※「これまでの『年金加入履歴』です」

の太枠内の加入記録を十分にご確認ください。

赤字の①②③は、特にご確認ください。
だいたいポイントです。

①の(空いている期間があります。)と表示されている期間は、年金制度に加入されていない期間(共済組合等に加入されている場合もこのように表示されます。)ですが、この期間に国民年金、厚生年金保険、船員保険に加入されていたという場合には、加入記録の「もれ」の可能性がありますので、十分にご確認ください。なお、共済組合等に加入されていた期間も同様に表示されますが、「もれ」ではありません。

③欄(お勤め先の名称などについて)

◆「厚生年金保険」・「船員保険」と書かれている場合は、お勤め先の名称が社会保険庁のコンピュータに登録されていない場合です。

⑦欄(国民年金の納付状況について)

- ◆ 未納月数は納付済月数計には含まれません。(3/4免除等、一部免除の月数は、免除された残りの保険料を納付している場合に計上されます。)
- ◆ 前納は納付済み期間に計上しています。
- ◆ 学特等(学生納付特例、若年者納付猶予)を追納しなかった期間については、資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

国民年金の納付状況について

- ◆ 国民年金の納付・未納の詳細は、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」をご覧ください。(国民年金の加入期間がある方のみ送付しています。)

これまでの『年金加入履歴』です お示ししている『年金加入履歴』に「もれ」や「誤り」がないかご確認ください (裏面の解説もご覧ください)

お示ししている年金加入履歴には、共済組合員記録に関する加入履歴は含んでおりません。
※ 現在、社会保険庁と共済組合等との情報交換により記録の確認を行っているところです。

①番号	②加入制度	③お勤め先の名称等	④資格を取得した年月日	⑤資格を失った年月日	⑥加入月数
※ このお知らせの見方は、リーフレットの4～5ページをご覧ください。					
1	厚年	厚生年金保険 (基金加入期間)	平成 4. 4. 1	平成 5. 10. 1	18
2	国年	第1号被保険者	平成 5. 10. 1	平成 7. 4. 1	18
3	厚年	東京株式会社 (空いている期間があります。)	平成 7. 10. 1	平成 16. 4. 1	102
4	国年	第3号被保険者	平成 16. 4. 1	空欄	46

① この前の期間について、加入歴はございませんでしょうか？

② (空いている期間があります。)

③ 6ヶ月間の空白

④ このあとの期間について、加入歴はございませんでしょうか？

年金制度に加入しなくなった年月日を表示しています。現在加入中である場合は空欄となります。

⑥欄(加入月数について)

②加入制度が「国年」の場合、⑥欄「加入月数」は、保険料納付済月数と未納月数の合計となります。月ごとの納付状況については、「これまでの国民年金保険料の納付状況です」でご確認ください。

厚生年金基金について

厚生年金保険加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間です。

ただし、代付返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

【厚生年金基金についてのお問い合わせ】

- ・ 加入期間が10年未満で脱退された方
→ 企業年金連合会
(年金相談室：0570-02-2666)
※一部のIP電話及びPHSからは「03-5777-2666」にお電話ください。
- ・ 加入期間が10年以上で脱退された方
- ・ 現在加入中の方
→ お勤め先(または当時のお勤め先)に確認のうえ、各厚生年金基金へお問い合わせください。

⑧欄・⑨欄(加入期間について)

坑内員(厚生年金保険)・船員(船員保険)であった方については、特例による計算の結果、加入期間が実際の加入月数より長くなっている場合があります。

厚生年金保険の加入期間のうち、厚生年金基金に加入していた期間は()に再掲しています。ただし、代付返上(厚生年金基金が国に代わって行う給付を国に返上)した場合で、その事務処理が完了している場合は表示されません。

⑩欄(加入記録について)

国民年金の納付済月数および厚生年金・船員保険の加入月数の合計をお知らせしています。(未納期間は含まれていません)

標準報酬月額について

- ◆ 厚生年金保険などの標準報酬月額とは「厚生年金保険の標準報酬月額と保険料納付額の月別状況です」をご覧ください。(厚生年金保険の加入期間がある方のみ送付しています。)

年金見込額の記入例

以下は、平成21年6月9日作成の「ねんきん定期便」において、昭和51年8月8日生まれで、保険料納付済期間154月（うち、厚生年金保険加入期間122月）の加入履歴をお持ちの方が、65歳まで厚生年金保険に加入される場合の例です。（「ねんきん定期便」作成日の前月時点までの加入実績で表示しています。）

ここで年金額の計算に用いる標準報酬額は、実際に支払われた実額ではなく、その当時の報酬月額に一定率を乗じ、現在価値に置き直すこととなっております。

また、実際に支給される年金額は、この計算式による計算のほかに、物価変動率などの将来の経済変動に伴う調整率が加味されます。

※ オレンジ色の数字が記入されている欄については、ご自身の状況に合わせてご記入願います。

（老齢基礎年金の見込額の計算例）

今後、60歳までの期間について国民年金保険料を全期間納付する、または、全期間厚生年金、共済組合等に参加すると仮定した場合の例です。

◆これまでの加入実績に応じた年金額（※共済組合員期間除く）

保険料納付済月数 ※百円未満四捨五入

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{154 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} + \text{付加保険料納付済月数} \times 200 \text{ 円} = \text{① } 254,100 \text{ 円}$$

◆今後加入する期間及び今までの共済組合員期間に基づく年金額

今後、60歳までの期間（月数）を記入 + ※百円未満四捨五入

今までの共済組合員期間を記入（20歳～60歳までの期間）

$$792,100 \text{ 円} \times \frac{326 \text{ 月}}{480 \text{ 月}} + \text{今後納付する付加保険料月数を記入} \times 200 \text{ 円} = \text{② } 538,000 \text{ 円}$$

【基礎年金の見込額】

① + ② = ※百円未満四捨五入

（老齢厚生年金の見込額の計算例）

現在以降、65歳まで勤務されると仮定した場合の例です。

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額（おおむね、月給＋賞与の1/12）の実績は、373,596円ですが、現在以降、65歳まで勤務し、現在から退職時までの平均の標準報酬額を50万円と仮定した場合の例です。

※ 月給については、上限62万円から下限9万8千円、賞与については、1回150万円までの範囲内となります。

◆これまでの加入実績に応じた年金額

平成15年3月までの平均の標準報酬月額（月給のみ） 生年月日に応じた給付乗率

$$242,000 \text{ 円} \times 7.125 / 1,000 \times \text{48月} +$$

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額（おおむね、月給＋賞与の1/12） 生年月日に応じた給付乗率

$$373,596 \text{ 円} \times 5.481 / 1,000 \times \text{74月} = \text{① } 234,292 \text{ 円}$$

◆今後、退職時まで勤務される期間及びその間に受けた給与・賞与に基づく年金額

平成15年4月から現在までの平均の標準報酬額（おおむね、月給＋賞与の1/12）を仮置 生年月日に応じた給付乗率

$$373,596 \text{ 円} \times 5.481 / 1,000 \times \text{386月} = \text{② } 1,057,833 \text{ 円}$$

今後、退職時まで勤務される期間（月数）を記入

【厚生年金の見込額】

① + ② = ※百円未満四捨五入

今後、退職時までの間の平均の所得見込み額（おおむね、月給＋賞与の1/12の平均額）にご自身で置き換えて記入してください。
（注）置き換えていただく平均の所得見込み額は、標準報酬額と同様の上限、下限の限度額の範囲内の金額で計算してください。

※この計算例においては、厚生年金の加入期間の増加が年金見込額の増加につながることを実感していただくため、厚生年金基金の加入期間も通常の厚生年金加入期間とみなして計算しています。

【国民年金保険料の未納期間等がある方へ】

- ◆ 国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると、時効により納めることができなくなります。保険料の納付がまだお済みでない期間がある場合は、お早めの納付をお願いします。
 - ◆ 免除や学特等（学生納付特例・納付猶予）の期間は、10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。（3/4免除、半額免除及び1/4免除の期間については、免除により減額された保険料を納付している期間に限りです。）
- なお、3年目以降に追納する場合は、免除当時の保険料額に加算額が上乗せされます。

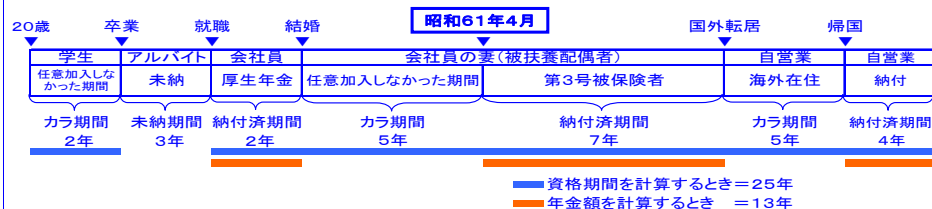
【年金受給資格について】

- ◆ 老齢年金を受給するためには、原則として25年（保険料納付済期間＋免除期間等＋合算対象期間（いわゆるカラ期間）＝25年（300月））以上の年金加入期間が必要です。

（国民年金は60歳まで、厚生年金は事業所に勤めている間は70歳まで加入することになります。）

※（いわゆるカラ期間）とは、年金制度への加入が任意であったため、加入していなかった期間などをいいます。例えば、以下の1～3の期間のうちの20歳から60歳までの間の期間です。

1. 昭和36年4月から昭和61年3月までの間に厚生年金等加入者の被扶養配偶者であった期間
2. 海外に在住していた期間
3. 昭和36年4月から平成3年3月までの間で学生であった期間 等



【任意加入について】

- ◆ 老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまで40年間（480月）保険料を納付しなければ、満額の年金を受け取ることができません。
- ◆ 国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。（厚生年金保険、共済組合の被保険者の方、老齢基礎年金を繰り上げ請求した方は任意加入することはできません。）
- ◆ 老齢基礎年金を受給するためには、保険料納付済期間や保険料の免除期間等が25年以上必要ですが、この要件を満たしていない場合は、65歳以降も70歳になるまで任意加入ができます。（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます。）
- ◆ また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。

【これまでの加入実績に応じた年金額が出力されていない方へ】

以下の原因が考えられます。

- 期間が重複している年金加入記録がある。
 - 厚生年金保険に移行されていない農林共済組合の加入記録がある。
- ※年金加入記録の補正の必要がありますので、最寄りの社会保険事務所にご相談ください。

【これまでの加入実績に応じた老齢厚生年金額について】

平成15年4月から、総報酬制度（年金額の決定をする際に、月給額だけでなく、月給額と賞与額を合わせた額を反映させる制度。）が導入されましたので、平成15年3月までの平均標準報酬月額（月給のみ）と平成15年4月からの平均報酬額（月給＋賞与）を分けて算出しています。また、離婚等により、厚生年金保険の標準報酬の分割の対象となった方については、分割後の標準報酬で計算しております。

「ねんきん特別便」のご回答のお願い

先般、「ねんきん特別便」をお届けいたしましたが、現在までにご回答を確認できておりません。（既に回答がお済みで、行き違いの場合には、何卒ご容赦願います。）

新たな記録が見つかり、年金額が増える可能性があります。

今般、同封の「あなた様の年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ」により、あなた様の年金加入記録に結び付く可能性のある記録をご提示させていただきますので、お手数をおかけいたしますが、お送りした「年金加入履歴」の記載内容と合わせてご確認ください、同封の返信用封筒により必ずご回答をお願いいたします。

（ご質問・お問い合わせ先）

わからないことや疑問な点があれば



『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555

- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様の負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合うことがございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しております。
社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

あなた様の年金加入記録に結び付く 可能性のある記録のお知らせ

下表に記載した年金記録は、社会保険庁のコンピュータでの名寄せ作業によって抽出されたあなた様のものである可能性の高い記録です。

この記録は、今回お送りした「ねんきん定期便」の加入履歴には含まれておりませんが、「年金加入履歴」と併せて十分にご確認いただき、あなた様の記録である場合には、「年金加入記録回答票」に必要事項（あなた様の記録と思われる記録の内容等）をご記入いただいた上、同封の返信用封筒にてご返送願います。

（※今回、お送りした記録について、「ねんきん特別便専用ダイヤル」等で既にご確認済みの場合には、改めてのご確認は必要ございません。）

あなた様の確認番号

（ 年 月 日）

番号	加入制度	年金制度に加入した年月日	年金制度に加入しなくなった年月日

「ねんきん特別便」のご回答のお願い

先般、「ねんきん特別便」をお届けいたしましたが、現在までにご回答を確認できておりません。（既に回答がお済みで、行き違いの場合には、何卒ご容赦願います。）

新たな記録が見つかり、年金額が増える可能性があります。

お手数をおかけいたしますが、お送りした「年金加入履歴」を十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合も、ない場合も、同封の返信用封筒により必ずご回答をお願いいたします。

（ご質問・お問い合わせ先）

わからないことや疑問な点があれば



『ねんきん定期便 専用ダイヤル』へ！

0570-058-555

- ※ 一部のIP電話及びPHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- ※ 大変申し訳ありませんが、通話料金（一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金）はご負担いただきますようお願い申し上げます。
なお、携帯電話からおかけいただいた場合の通話料金は、全額お客様の負担となります。
- ※ 月曜日など休日明けやお客様のお手元にこのお知らせが届いた直後は、電話が大変混み合うことがございます。
- ※ このダイヤルでは、「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。
- ※ 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。
- ※ コンピュータの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

（受付時間） 月～金曜日：午前9時～午後8時まで
第2土曜日：午前9時～午後5時まで
（なお、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。）

社会保険庁ホームページでも「ねんきん特別便」に関するQ&Aを掲載しております。

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

あなた様の年金記録につきまして、特に確認していただきたいことが見つかりましたのでご確認をお願いいたします。

それは、今回のねんきん定期便においてお示しさせていただきました給与の金額（標準報酬月額）のうち、以下の期間について、あなた様の年金額を計算する際に使います給与の金額が実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性があるからです。

つきましては、**朱書きでお示しさせていただいた部分の金額**について、特に、注意してご確認いただき、実際の給与の金額と見合ったものとなっているかどうかなど、その結果を同封しております「年金加入記録回答票」に記入して、必ず、ご返送いただきますようお願いいたします。

なお、回答票の記入に関しまして、ご不明の点等がありましたら、「ねんきん定期便 専用ダイヤルTEL0570-058-555」または最寄りの社会保険事務所にご連絡いただきますようお願いいたします。

※ 一部のIP電話・PHSからは、「03-6700-1144」にお電話ください。

年度	種別	標準報酬月額の月別状況											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												
	標準報酬												

※上記の標準報酬月額は、平成20年12月末時点の年金加入記録に基づき作成されております。

年金加入記録回答票

- ◎ この回答票は、今回お示しさせていただいた加入記録等をご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合も、ない場合も、必ずご回答をいただく必要のある方にお送りしております。
 お手数をおかけいたしますが、必ずご回答をいただきますよう、お願いいたします。
- ◎ ご記入にあたっては、裏面の記入例を参考にいただき、必ず同封の返信用封筒によりご返送をお願いします。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。（提出年月日 平成 年 月 日）

(フリガナ) 氏 名	照会番号			
	生年月日	昭和・平成	年	月 日
現住所	〒 -			
電話番号	ご自宅 ()	ご自宅以外 ()		
代理人氏名	代理人連絡先 ()			
代理人住所				

2. お知らせした加入履歴や標準報酬月額等に「もれ」や「誤り」がありますか。
 （十分にご確認いただき、「もれ」や「誤り」がない場合には1に、「もれ」や「誤り」がある場合には2に○を記入してください。）

1	「もれ」や「誤り」がない（→ 同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。） ※ 後日、新たな記録が見つければ、その時点で新たに記録の訂正が可能です。
2	「もれ」や「誤り」がある（→ 3. 4. にお進みください。）

3. お知らせした加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください。（わかる範囲で結構です。）

ア 該当 番号	イ 加入 制度	(フリガナ) ウ お勤め先の名称	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国 厚 船			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 厚 船			年 月 日から 年 月 日まで	

4. お知らせした厚生年金保険等の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

※ ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、管轄社会保障事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

キ 制度	ク 「誤り」のある期間	ケ 「誤り」の具体的な内容
国 厚 船	昭和・平成 年 月から	
	昭和・平成 年 月まで	
国 厚 船	昭和・平成 年 月から	
	昭和・平成 年 月まで	
国 厚 船	昭和・平成 年 月から	
	昭和・平成 年 月まで	

（注）「年金加入記録回答票」に書ききれない場合には、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

年金加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合のご記入方法

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（「これまでの『年金加入履歴』です」の加入記録の①欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…加入していた制度を○で囲んでください。

ウ欄…お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。

国民年金の場合は記入の必要はありません。

エ欄…お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。わからない場合は市区町村名でも結構です。

国民年金の場合は、当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

カ欄…

- ・当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。
- ・婚姻・養子縁組などで氏名が変わる前の記録がもれている場合には、旧氏名をご記入ください。

「年金加入記録回答票」の記入例

年金加入記録回答票

◎ この回答票は、今回お示しさせていただいた加入記録等をご確認いただき、「もれ」や「誤り」がある場合も、ない場合も、必ずご回答をいただく必要のある方にお送りしております。
お手数をおかけいたしますが、必ずご回答をいただきますよう、お願いいたします。
◎ ご記入にあたっては、裏面の記入例を参考にさせていただき、必ず同封の返信用封筒によりご返送をお願いします。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。（提出年月日 平成 27 年 4 月 20 日）

フリガナ氏名	ネンキン ハナコ	照会番号	987654321012
氏名	年金 花子	生年月日	昭和・平成 25 年 4 月 2 日 男
現住所	〒187-9999 東京都杉並区高井戸南7-14-21		
電話番号	ご自宅 03 (0000) 0000	ご自宅以外	()
代理人氏名		代理人連絡先	()

2. お知らせした加入履歴や標準報酬月額等に「もれ」や「誤り」がありますか。
（十分に確認いただき、「もれ」や「誤り」がない場合には1に、「もれ」や「誤り」がある場合には2に○を記入してください。）

①	「もれ」や「誤り」がない（→ 同封の返信用封筒に入れて、ポストに投函してください。） ※ 後日、新たな記録が見つければ、その時点で新たに記録の訂正が可能です。
②	「もれ」や「誤り」がある（→ 3. 4. にお進みください。）

3. お知らせした加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください。（わかる範囲で結構です。）

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ お勤め先の名称	エ 勤務期間または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
1	国 厚 船	タカド カブシキガイシャ 高井戸株式会社	東京都杉並区 高井戸北6-5-4	昭和58年 4 月 1 日から 昭和60年 3 月 31 日まで	1234-555555 鈴木 花子
1	国 厚 船		東京都渋谷区 社保町1-2	昭和62年 4 月 1 日から 昭和63年 8 月 31 日まで	

4. お知らせした厚生年金保険等の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。
※ ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、管轄社会保険事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

キ 制度	ク 「誤り」のある期間	ケ 「誤り」の具体的な内容
国 厚 船	昭和・平成 50 年 4 月から 昭和・平成 51 年 3 月まで	左記の期間について未納となっているが、納付していた。 (当時の住所)東京都杉並区高井戸北6-10-9 (当時の年金手帳の記号番号)1234-555555
国 厚 船	昭和・平成 60 年 4 月から 昭和・平成 61 年 3 月まで	左記の期間について標準報酬月額が異なっている。 (昭和45,000 → 昭和60年4月～9月までの月額は、約240,000円だった。 昭和60年10月から昭和61年3月までの月額は、約260,000円だった。)
国 厚 船	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	

（注）「年金加入記録回答票」に書ききれない場合には、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

太枠内についてご記入ください

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

お届けした氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、

- ◆ 厚生年金に加入している方は、勤務先の事業所へ
- ◆ 国民年金に加入している方は、
・ 自営業者・学生の方など（第1号被保険者）は、お住まいの市区町村役場へ
・ 厚生年金・共済組合に加入している方の配偶者（第3号被保険者）は、配偶者の勤務先の事業所へ
変更のお申し出をお願いします。

代理人について

ご本人が病気、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

標準報酬月額や国民年金の納付状況に「誤り」がある場合のご記入方法

キ欄…標準報酬月額に訂正があり、厚生年金保険の加入期間の場合は「厚」、船員保険の加入期間の場合は「船」に○を付けてください。
国民年金の納付状況の訂正の場合には「国」に○を付けてください。

ク欄…「誤り」があると思われる記録の該当期間を記入してください。詳しくわからない場合には、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

ケ欄…「誤り」の内容について、できるだけ詳しく記入してください。（標準報酬月額の訂正の場合には、当時、実際に受け取っていた月給額等、国民年金の納付状況の訂正の場合には、当時の住所や当時の年金手帳の記号番号等についてご記入願います。）

年金加入記録回答票

- ◎ お届けした年金加入履歴等に「もれ」や「誤り」がある場合には、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。
- ◎ 訂正の必要がない場合には、ご返送いただく必要はありません。
- ◎ ご記入にあたっては、裏面の記入例を参考にしてください。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。 (提出年月日 平成 年 月 日)

(フリガナ) 氏 名	照会番号			
	生年月日	昭和・平成	年	月 日
現住所	〒 -			
電話番号	ご自宅 ()	ご自宅以外 ()		
代理人氏名		代理人連絡先 ()		
代理人住所				

2. お知らせした加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください。 (わかる範囲で結構です。)

ア 該当 番号	イ 加入 制度	ウ (フリガナ) お勤め先の名称	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国 厚 船			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 厚 船			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 厚 船			年 月 日から 年 月 日まで	
	国 厚 船			年 月 日から 年 月 日まで	

3. お知らせした厚生年金保険等の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。

※ ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、管轄社会保険事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

キ 制度	ク 「誤り」のある期間	ケ 「誤り」の具体的な内容
国 厚 船	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	
国 厚 船	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	
国 厚 船	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	

(注) 「年金加入記録回答票」に書ききれない場合には、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

「年金加入記録回答票」の記入例

年金加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合のご記入方法

ア欄…お知らせした記録に誤りがあると思われる場合は、該当する記録の番号（「これまでの『年金加入履歴』です」の加入記録の①欄の番号）を記入してください。追加の場合は空欄で結構です。

イ欄…加入していた制度を○で囲んでください。

ウ欄…お勤め先の名称（本社、支社、本店、支店、営業所、工場等の名称についても）をできるだけ詳しく記入してください。

国民年金の場合は記入の必要はありません。

エ欄…お勤め先の本社、本店等の所在地をできるだけ詳しく記入してください。わからない場合は市区町村名でも結構です。

国民年金の場合は、当時の住所をできるだけ詳しく記入してください。

オ欄…勤務期間または国民年金の加入期間を記入してください。詳しくわからない場合は、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

カ欄…

・当時の「年金手帳」または「厚生年金保険被保険者証」をお持ちの方は「記号番号」を記入してください。わからない場合は、省略しても結構です。

・婚姻・養子縁組などで氏名が変わる前の記録がもれている場合には、旧氏名をご記入ください。

年金加入記録回答票

- ① お届けした年金加入履歴等に「もれ」や「誤り」がある場合には、必要事項をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。
 ② 訂正の必要がない場合には、ご返送いただく必要はありません。
 ③ ご記入にあたっては、裏面の記入例を参考にしてください。

1. はじめに、下の太枠内にご記入ください。（提出年月日 平成 21 年 4 月 20 日）

フリガナ氏名	ネンキン ハナコ		照会番号	987654321012	
	年金 花子		生年月日	昭和・平成 25 年 4 月 2 日	男 女
現住所	〒181-9999 東京都杉並区高井戸南7-14-21				
電話番号	ご自宅 03 (0000) 0000		ご自宅以外 ()		
代理人氏名			代理人連絡先 ()		
代理人住所					

2. お知らせした加入履歴に「もれ」や「誤り」がある場合は、追加すべき記録の内容や、修正すべき記録の内容をご記入ください。（わかる範囲で結構です。）

ア 該当番号	イ 加入制度	ウ フリガナ お勤め先の名称	エ お勤め先の所在地または国民年金に加入していた当時の住所	オ 勤務期間または国民年金加入期間	カ 年金手帳の記号番号 当時の旧氏名
	国厚	タカド カブシキガイシャ	東京都杉並区高井戸北6-5-4	昭和58年4月1日から 昭和60年3月31日まで	1234-555555 鈴木 花子
1	国厚		東京都渋谷区社保町1-2	昭和62年4月1日から 昭和63年8月31日まで	
	国厚			年 月 日から 年 月 日まで	
	国厚			年 月 日から 年 月 日まで	

3. お知らせした厚生年金保険等の標準報酬月額や国民年金の保険料納付状況に「誤り」がある場合は、該当する期間と「誤り」の具体的な内容をご記入ください。
 ※ ご記入いただいた内容を調査するため、1でご記入いただいた連絡先に、後日、管轄社会保険事務所よりご連絡させていただく場合がありますので、予めご了承ください。

キ 制度	ク 「誤り」のある期間	ケ 「誤り」の具体的な内容
国厚	昭和・平成 50 年 4 月から 昭和・平成 51 年 3 月まで	左記の期間について未納となっているが、納付していた。 (当時の住所)東京都杉並区高井戸北6-10-9 (当時の年金手帳の記号番号)1234-555555
国厚	昭和・平成 60 年 4 月から 昭和・平成 61 年 3 月まで	左記の期間について標準報酬月額が異なっている。 (誤)45,000 → 昭和60年4月～9月までの月給は、約240,000円だった。 昭和60年10月から昭和61年3月までの月給は、約260,000円だった。
国厚	昭和・平成 年 月から 昭和・平成 年 月まで	

(注) 「年金加入記録回答票」に書ききれない場合には、お手数ですが別途便せん等にご記入ください。

太枠内についてご記入ください

氏名、生年月日、性別、現住所、電話番号をご記入ください。

お届けした氏名・生年月日・住所が異なっている場合には、お手数ですが、

- ◆ 厚生年金に加入している方は、勤務先の事業所へ
 - ◆ 国民年金に加入している方は、
 - ・ 自営業者・学生の方など（第1号被保険者）は、お住まいの市区町村役場へ
 - ・ 厚生年金・共済組合に加入している方の配偶者（第3号被保険者）は、配偶者の勤務先の事業所へ
- 変更のお申し出をお願いします。

代理人について

ご本人が病気、ケガなどにより記入できず、代理の方がこの回答票を記入された場合に、ご記入ください。

標準報酬月額や国民年金の納付状況に「誤り」がある場合のご記入方法

キ欄…標準報酬月額に訂正があり、厚生年金保険の加入期間の場合は「厚」、船員保険の加入期間の場合は「船」に○を付けてください。
 国民年金の納付状況の訂正の場合には「国」に○を付けてください。

ク欄…「誤り」があると思われる記録の該当期間を記入してください。詳しくわからない場合には、「〇〇年〇〇月頃」または「〇〇年の春(夏秋冬)頃」といった記入でも結構です。

ケ欄…「誤り」の内容について、できるだけ詳しく記入してください。（標準報酬月額の訂正の場合には、当時、実際に受け取っていた月給額等、国民年金の納付状況の訂正の場合には、当時の住所や当時の年金手帳の記号番号等についてご記入願います。）